

お知らせ

長野県パートナーシップ届出制度が始まります

長野県では、性的マイノリティの方々の生きづらさを解消し、生活上の障壁を取り除くことを目指す、「長野県パートナーシップ届出制度」を制定しました。8月1日から始まります。

なぜこの制度が必要なの？

現在、日本の人口の約9%が性的マイノリティに該当するともいわれています。

したがって、誰もが日常生活の中で、気づかぬうちに、性的マイノリティの方と接している可能性があります。

そうした中、身近な人からの配慮のない言葉や態度に、傷ついている人がいるかもしれません。この制度は、こうした性的マイノリティの方々の生きづらさを解消し、生活上の障壁を取り除くことを目指すものです。



どのような制度なの？

双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、日常の生活において継続的に協力し合うことを約したお二人の関係を県に届け出ることによって、県が届出を証明する制度です。

届出について

令和5年7月10日から届け出ができます。

届出方法は、以下の県のホームページでご案内しています。

○県ホームページ

<https://www.pref.nagano.lg.jp/jinken-danjo/sogi/partnership.html>



相談

無料相談会を開催します

長野県多文化共生相談センターでは、外国人の皆さんを対象とした、無料相談会を開催します。司法書士、行政書士にも無料で相談することができます。

市町村	日にち	時間	会場
塩尻市	6月23日(金)	10:00~15:00	保健福祉センター
松本市	8月22日(火)	10:00~15:00	Mウィング
上田市	9月8日(金)	10:00~15:00	上田市役所本庁舎
小諸市	9月13日(水)	10:00~15:00	小諸市市民交流センター
中野市	9月29日(金)	10:00~15:00	中野市民会館

無料



※予定や会場が変更となる場合があります。長野県多文化共生相談センターのホームページでご確認ください。

7月は、多文化共生推進月間です

長野県内に暮らす外国人は、2022年12月末時点で38,101人です。
 長野県では、広く多文化共生意識の浸透を図るため、
 7月を「多文化共生推進月間」としています。
 外国人県民と日本人県民が地域を創るパートナーとして、
 共に学び、共に活躍できる社会を目指すため、
 多文化共生について考えてみませんか。

今年度の多文化共生推進月間のポスターです。
 県庁内のほか、市町村や大学などにも配って展示します。



自転車乗車中のヘルメット装着が、努力義務になりました

令和5年4月1日から自転車乗車中のヘルメット着用が努力義務化になりました。

努力義務とは

法令上、「～するよう努めなければならない」とされている義務のことです。罰則や強制力などは無く、本人の努力を促すために定められています。



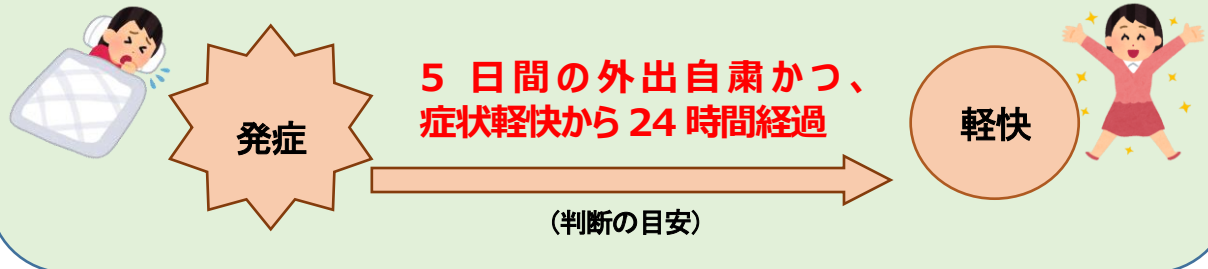
長野県内において、自転車事故で亡くなられた方の約48%は頭部を損傷しています。また、ヘルメットを着用しなかった場合、致死率は着用していた場合の約2倍にもなります。
 万が一に備えて、ヘルメットを着用し、安全に自転車に乗りましょう！

新型コロナウイルス感染症が5類に移行されました

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されました。

～主な変更点～

- ・陽性者に対し、法律に基づく外出自粛要請はありません。
 ⇒ 発症後5日間（かつ、解熱等の症状軽快から1日）は外出を控えることが推奨されます。
- ・保健所による濃厚接触者の特定は行いません。また、同居者などの外出自粛も求めません。



コロナ前の生活が戻りつつありますが、引き続き気をつけて生活していきましょう。

